

令和3年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付託議案審査

議案第79号「訴えの提起（和解を含む。）について」

令和3年3月

警察本部

議案第79号 訴えの提起（和解を含む。）について

1 当事者

原告： イセツ株式会社

被告： 三重県、一般財団法人中部電気保安協会

2 概要

平成26年2月11日、原告（イセツ（株））が警察本部に設置された自家用電気工作物の年次点検中、発電機が破損する事故が発生したが、その原因は、遮断器が経年劣化していたこと及び設計ミスで電力供給回路を用いていたことによるものとして、原告が立て替えた修理代金46,971,360円を被告（三重県）に請求する訴訟が津地方裁判所に提起されたもの。

なお、原告は、仮に賠償責任があるとしても、上限は、発電機の時価14,950,845円が相当で、時価を超える差額32,020,515円は、被告の不当利得であると主張するもの。

3 一審判決（2月25日）

原告の請求を一部容認し、三重県に対して9,394,272円（修理代金の2割）の支払いを命ずる判決であった。

4 判決内容の精査

- (1) 事故原因は、遮断器の老朽化以外に考えにくいと認定（県敗訴）
- (2) 原告は、事故原因が電力供給回路の設計ミスによるものと主張したが、同種の回路は、一般的に利用されているとして認定（県勝訴）
- (3) 賠償額の上限は、発電機の時価であることを否定（県勝訴）
- (4) 想定外の事故ではなく、原告側の判断ミス、操作ミスによるところが大きいと認定（県勝訴）

5 判決結果の検討（控訴理由）

- (1) 事故原因の誤審について

判決では、事故原因は、遮断器の老朽化以外に考えにくいとしているが、経年劣化している可能性を認識しているのであるから、それを前提に、電気主任技術者として要求される通常の操作をしていれば、事故は未然防止でき、遮断器の老朽化を事故原因として特定していることに大きな誤りがあること。

- (2) 委託契約に基づく年次点検の考慮について

委託契約書において、点検とは電気、機械設備の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常がある場合又は劣化がある場合、必要に応じ保守、修繕、交換の措置を講じることを含むとしており、発電機の破損事故は、原告が委託契約に基づき行っていた点検作業中に発生したもので、判決のとおり、例え、事故の原因となる異常事態発生の原因が遮断器の老朽化にあるとしても、事故の前に原告が行った点検中に発生した不具合に対して適切に対応することをしていれば、事故は未然防止でき、原告が負う委託契約に基づく点検業務の責任、重大性が考慮されていないこと。

6 対応方針

判決では、概ね原告の主張を退けているものの、事故原因等の事実認定に大きな誤りがあり、控訴し、改めて上級審の判断を仰ぎたい。